

議長（上田順康君）日程に従い、一般質問を行います。

順番2、23番 富岡君。

〔23番（富岡清彦君）登壇〕

23番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は、市政の主人公は市民であると、この立場から2項目について質問いたします。

1項目めの質問は、合併による教育施設の格差是正は緊急課題についてです。

和歌山県教職員組合伊都支部の組合員の皆さんからの訴えを聞きまして、3月3日、同僚の阪本市議と2人で、橋本市高野口町内の全小中学校を視察いたしました。私はびっくりをいたしました。合併をして新橋本市がスタートしました。どんなまちづくりを進めるのか、私は教育施設の格差是正は緊急課題である、最優先課題であると認識を持ちました。

そこで質問の第1は、議場におられる教育長、教育次長も各学校を視察されていると聞き及んでいます。視察をされた感想と、教育施設の格差是正は緊急課題との提案について、教育長の所見を伺います。率直な答弁をお願いします。

質問の第2は、教育基本法でうたわれている教育の機会均等について、私の理解は、市内の子どもたちが学ぶ環境は平等でなければならない。行政は、格差があればそれを是正しなければならないと認識をいたします。

そこで、応其小学校の傷みはひどく、大改修か建て替えが必要であると考えますが、答弁を求めます。この問題は、最優先課題に位置付けられないか伺います。

質問の第3は、応急策について伺います。応其小学校で、水道の改修、教室の照明の増

設、理科室の改修、高野口中学校でグラウンド周辺のグレーチングの改修、トイレの改修、弓なりになっている窓枠の改修について、具体的な答弁を求めます。

2項目めの質問は、和歌山地方税回収機構の問題は何かについてです。

私も日本共産党は、この地方税回収機構に反対をいたします。この機構は県の指導のもと、県下の全自治体が参画、金と職員を派遣してつくられるもので、納税者の顔を見ず、法的手段などあらゆる方法で税を回収する機構です。各自治体は悪質滞納者をリストアップし、回収機構に移管するとしています。橋本市は、年間60件の枠、初年度となる今年は42件を移管する計画であります。

そこで、第1の質問は、この機構そのものが憲法や地方税法に抵触しないのかを伺います。憲法第25条で、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」としております。また、地方税法第15条の7で、その者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどには、滞納処分を停止しなければならない。このようにうたわれております。憲法と地方税法に抵触しないか、明確な答弁を求めます。

質問の第2は、全国的には3番目となる回収機構で、税の回収の対象に国保税を加えたことです。茨城県、三重県の回収機構は、国保税は対象にしていません。なぜ、既にペナルティーが課せられている国保税を対象としたのか、市民が納得できる答弁を求めます。

質問の第3は、三重県の回収機構の実態で、生命保険までも差し押さえ、税の回収を強行している点です。和歌山地方税回収機構も、

ここまで、血も涙もないと言わなければならない強引な取り立てを行おうとしているのか。この点でも明確な答弁を求めます。

質問の第4は、橋本市の滞納者の実態について、悪質滞納者の明確な基準について伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（上田順康君）23番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

教育長（森本國昭君）富岡議員の質問にお答えいたします。

合併による教育施設の格差是正は緊急課題とのおただしでございますが、私も、旧高野口町の学校施設を視察いたしました。教育環境がベストとは言いがたい学校もございましたし、築14年を経過後もメンテナンスが行き届いた学校もございました。私といたしましては、学校施設は児童生徒にとって一日の大半を過ごす、学習及び生活の場として、快適で安全な教育環境を整えることは重要であると認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、応其小学校の建て替えを最優先課題に位置付け、とのおただしでございますが、旧橋本市、旧高野口町の全部の学校を視野に入れまして、市長部局とも十分協議して計画してまいりたい。また、学校施設の改修及び修繕につきましては、緊急度が高く、安全面と環境面を最優先とした案件より、計画をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（上田順康君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

総務部長（中山哲次君）それでは、議員おただしの和歌山地方税回収機構でございますけれども、市町村税の徴収体制を強化するた

め、県内全市町村が、県域を対象とする広域的組織を平成18年4月1日に設立見込みとなっております。税の公平性の確保と滞納額の縮減を図り、地方税の徴収体制における市町村、県、組合の連携を強化し、納税秩序の確立と県民が自主納税する社会の実現をめざすもので、全国的には茨城県、三重県に続き、和歌山県は3番目の設立であります。

お尋ねの第1点目についてですが、憲法第25条は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあり、また、地方税法第15条の7は、としまして、滞納処分をすることができる財産がないとき、

としまして、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、3番目としまして、その所在及び滞納処分をすることができる財産が、ともに不明であるときとあり、それらが法律に抵触していないかについてですが、地方税法の滞納処分をすることができる財産がない、生活を著しく窮迫させるおそれがある、所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときは、引き継ぎできない事案に該当すると思われま。よって、整理の過程で把握した納税者の財産、生活状況から、組合への移管は緩和されることになると考えますので、抵触しないと判断いたします。

2点目ですが、もともと国民健康保険税の短期被保険証書を発行することで、一定の成果がありますが、呼び出しに応じない悪質な滞納者や、他の市税とあわせて滞納整理を行うことが、より効果的であるとした事案等を対象に移管することで、すべてのものではありません。そして、資産、所得等を調査し、より一層の滞納整理に努めるとしたねらいでございます。このことは、組合設立に向けて県下全市町村と県で協議の上、とり行うことになったものでございます。

そして、3点目ですが、基本的に組合移管事案の選定の基準は、督促・催告に応じず、概ね大口滞納者50万円以上で、資産や所得があるのに納税交渉に応じない方、再三の納付誓約の不履行者、広域的な複雑な事案、遠隔地居住の事案等を、税の公平の観点から移管事案対象者としたいと考えております。なお、具体的な選定基準は、現在組合の設立、その後の移管事務に合わせて策定する予定であります。

橋本市の滞納者の実態は、平成16年度決算時で、旧橋本市約3,000件、旧高野口町約1,200件の滞納者があり、そのうち、約75%の滞納者は、徴収可能な分納者、納付誓約者で、約10%は徴収困難な生活困窮者、営業不振、病気の方であり、約5%は徴収不可能な倒産、行方不明、生活保護、死亡で、残り約10%は交付要求中、差し押さえ中、執行停止中、交渉中であります。

ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（上田順康君）23番 富岡君、再質問ありますか。

23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）再質問を行います。

まず、教育施設の格差是正は緊急課題、これについて再質問をいたします。

私が視察をさせていただいた、まあ主観的な判断もあるわけですがけれども、旧高野口町の教育施設と旧橋本市の教育施設に、これは明らかに格差が見られるというふうに判断をいたします。先ほどの教育長の答弁では、ベストでない云々と言われたのかな、というふうな所見をお伺いしたんですけれども、明らかに格差があるというふうに認識をされませんか。お尋ねいたします。

議長（上田順康君）教育長。

教育長（森本國昭君）格差があるという言

葉は、私はちょっと言いにくいわけでございます。旧高野口町だけの施設が悪いと、そういうことは私は思っておりません。気になる点はございましたが、旧橋本市の施設も、やはり十分でない点があるございますので、格差というのは適切ではないと私は思っております。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）議場には前町長や議員がおられるということから、若干配慮された答弁ではないかというふうに私は思います。もっと率直に、雑念を排した答弁をいただけませんか。

議長（上田順康君）教育長。

教育長（森本國昭君）今申し上げましたとおり、気になる点といいますのは、率直に言いますと、応其小学校の水道、また教室の照明、そういった点はやはり気になる点がございましたが、そういうことにつきましても、今後、市長部局と協議をさせていただきまして取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）やはり同じようなことに気がついておるんですが、率直な答弁をいただきました。格差とは言えないけれども、やはり改善が必要な部分があるというふうに感じられたと理解をいたします。

次に、こういう教育施設の格差があるというふうに私は認識をしておるわけで、その場合、既に合併協議会等で保健福祉センターの建設や、図書館の建設、あるいは産業振興センターの建設と、こういうものを行うという計画があるわけですがけれども、私の考えからいけば、こういう計画よりも最優先して教育施設の格差是正を図っていくと。いわば最優先課題として学校施設を整備していくと。この点について、担当理事やったのかな、ちょ

つと眼鏡かけてるんで、この分野の担当理事がおられるので、伺っておきます。

議長（上田順康君）理事。

理事（塚本 基君）ご指名でございますので、お答えさせていただきます。

問題が教育委員会部局の問題でございますので、私、辞令いただくときに新市調整担当というふうな名前であらうこととございますので、富岡議員にご指名いただいたというふうにお考えのところでございますけれども、何分現時点で市長不在の時期でございますので、私がこれに対してどうこうというふうな答弁をする立場ではないと考えております。

ただ、議員の言われることにつきましても、そのような状況は認識して、緊急にする必要があるというふうに、教育委員会部局と市長部局とで協議される段階でそのように判断されればそういうふうな形になるかということぐらいしか、ご答弁できないと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）理事答弁いただいたので、伺います。

理事は教育施設を視察されてますか。恐らく見られてないんじゃないかと思うんですよ。その場合、本会議終了後、即視察してほしいんですよ。視察をお願いしたいんです。

再度伺いますけれども、橋本市のまちづくりで教育施設の格差是正は最優先課題だというふうにお考えいただきたいんですが、再度伺います。

議長（上田順康君）理事。

理事（塚本 基君）視察はしておりません。議会終了後、行けということでしたら行かせていただくことはやぶさかではないんですがございますけれども、ただ、私もちょっとちゅうち

よするところがございまして、何分この話につきましても、教育委員会部局の話でございますので、私があまりしゃしゃり出るのは適切な言葉かどうかわかりませんが、ということにつきましても、適当かどうかということもございまして、その件につきましても、教育長、教育次長とも協議させていただきまして、議員おただしのように進めるほうがいいということになりましたら、そのような形でさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）ぜひ視察をお願いいたします。

次に、どういう状況かということをお伺いしないので、わかりにくいと思うんですが、私が応急策として挙げた点について、具体的に伺います。

これは、応其小学校でありますけれども、水道の改修を急がなければならないと思っております。それは、蛇口によって濁り水が出る状況があります。何と、この蛇口の水は飲んでもよいと、こういう張り紙をしてありました。この水は飲んじゃだめですよ、手洗いとかぞうきんを絞るとか、そういうことに使いなさいということ、この飲んでもよいという蛇口が少ないんですよ。多くの蛇口が水を飲み水として使用できない実態が見られました。これが一つです。

それから、いやあの何かタンクが古くて、こうさびがずっとこう出ているようで。校長先生が蛇口ひねってくれたら、水をためたら、明らかに濁り水です。明らかな、素人が見てもそうなってます。

それから、教室の照明の増設ということで言いますと、一つの教室に40ワットの蛍光灯が何と6本しかついてないんです。6本、6

本です。蛍光灯。

で、少しリアルな実話を紹介いたします。転勤間もない先生が、きょうは曇りで黒板の字が見えにくいと、生徒に「電気をつけなさい」と、こういうふうに先生が言いました。それに対して生徒は、「先生、電気はついてますよ」と、こういうふうに。いや、笑い話じゃないんですよ。答えたというふうに聞きました。こういう状況は一刻も放置できないというふうに思います。先ほど、教育長もこの点、言われてました。

それから、理科室なんですけれども、古いのは仕方ないんですけれども、コンセントがむき出しになっておったり、机がちょっとそったりしているわけですね。素人ですけど、試験管がひっくり返る可能性がありますね。あるいは、家庭科室ですか、今、だいたい家庭科室というのは、流しもついた机ですよ。で、蛇口が10人、5、6人ですか、が使える蛇口しかないとか。こんな言いたいないけど、天井見たら雨もりがひどいんでしょうか、こういうきれいなあれが外れてたりしてました、家庭科室では。そういう状況が見られました。で、理科室に関しては、コンセントのむき出しとか、こういう状況は、これは本当に危険だというふうに思います。

それから、高野口中学校ですけれども、グラウンド、運動場周辺にずっと溝があって、グレーチングがあるんですが、非常に変形している部分が多いんですよ。で、そのグレーチングに足を引っかけて、生徒が骨折するとか、そんな事故も幾つか、幾つもと聞いたらええんか、起きているというふうに聞きました。この改修も急がんといけないし、それからトイレですね。トイレ、ちょっとどんな設計をされているのわかりませんが、よく女子生徒がこのトイレで使用しているんだというふうに思いましたし、それから、この窓枠

というのか、窓のこの柱部分が弓なりに、何か3カ所ほどなってるんですね。荷がかかってそうなったのか、よくわからないんですが、何か地震のときになったって言うたのかな。そんな状況も見られました。これらはいずれも一刻も放置できないというふうに、私、阪本さんも一緒に見ていて、強く感じました。

これらの応急策について、再度、改修していただけるのか伺います。

議長（上田順康君）教育次長。

教育次長（岸田茂利君）富岡議員が言われました応其小学校並びに高野口中学校、それぞれの傷みのひどい箇所につきましては、教育長ともども私も現地を見させていただきまして、まさにそのとおりだということで認識をいたしております。

つきましては、例えば応其小学校の水道であるとか、教室への蛍光灯の増設、そういったものにつきましては、喫緊の課題だと思えます。ですので、配管ルート調査とか、電気の容量の調査、今の受電変電設備で対応可能かどうか等も調査した上で、いずれにしてもお金の伴うことですので、市の財政当局と十分協議いたしまして、緊急度の高いところから対応していきたいと、このように考えているところですので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）ありがとうございます。私も繰り返すつもりはないんですけれども、要は、子どもたちの健康を侵すおそれがあると、こういう状況については即刻対処をしていただきたいというふうに思います。で、水道なら水質検査だし、あるいは照明ならいろんな機器があって、明るさ等は測定できるというふうに思いますので、再度早急にやっていただきたい。やりますという答弁いただけませんか。

議長（上田順康君）教育次長。

教育次長（岸田茂利君）努力いたします。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦）努力、努力。とにかく現場を見てください。これはぜひ文教厚生委員長の岩田委員長にもお願いをいたします。新文教厚生委員会の皆さんでも、これは満遍なく、橋本市内の教育施設を視察していただいて、ぜひそういった箇所を改修いただけるように要望いたします。今、文教の委員長、行きますって言うてくれたんで、よろしく願いします。

次に、2項目めの和歌山地方税回収機構の問題は何かについて、再質問をいたします。

憲法第25条と地方税法に抵触しないという、そういう答弁がありました。これは、抵触するという事は答弁できないというふうに思っています。これから回収機構がスタートするわけですから。私が問題にしているのは、三重県の回収機構が実際に行っていること、生命保険の掛金も税の回収の対象にしている点、あるいは商売人さんでしたら、売掛金というのも容赦なく回収の対象にしております。

和歌山地方税回収機構も、生命保険の掛金を対象にするのか。演壇から申し上げた地方税法第15条の7にある、市町村長は滞納処分の執行で、その者の生活を著しく窮迫させるおそれのあるときなどには、滞納処分の執行を停止しなければならない、とこういうふうにならわっているんですけども、この法律が適用されるケースについて、橋本市の実例でお答えいただきたいと思えます。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）三重県の例ということでご質問いただいたわけですけども、4月1日に設立ということで、研究会の中で、例えば滞納者をどこまで選定するか、基準をどうするかというようなことについて、今現

在作業中でございます。そうした中で関係市町村におきましては、それを踏まえて独自のそういう選考基準なるものを検討してまいると、そういう今現時点での状況でございます。

議員ご指摘の生命保険云々の事例ということなんですけども、今現在、私が認識しておる中では、そういう生命保険を差し押さえという事例は確認はいたしておりません。

ただ、今後そういうことで、市で独自に、県が今現在研究会で検討している部分について、独自に検討させていただきますということで、4月1日以降におきましては、一部事務組合で当然条例関係も制定されますし、議会でも制定されますので、そういった状況も踏まえて、今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）次に、国民健康保険税も回収の対象にしたと。これは全国初のことなんです、和歌山県地方税回収機構ですが。国民健康保険税の滞納者には、もう既にペナルティーが課せられております。短期保険証の発行というのは、500件に迫ろうとしております。さらに、本年度から資格証明書の発行が計画されているというふうに聞いております。

そもそも、国民健康保険というのは、国の施策で国民皆保険としてつくられました。全国民の命と健康を守ることを目的としています。このことから、加入者の多数はもともと低所得者であります。この国民健康保険税を、こういういわば強引な回収機構に移管するというふうなことになるれば、これは直接市民の命にかかわる問題と、あるいは健康にかかわる問題になるというふうに認識をいたします。

国民健康保険税を移管しないというわけにはいかないでしょうか。この点、伺います。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

実は、和歌山県の全体の事例をとりますと、去年、平成17年の11月の新聞にも記事として報道されておりますが、国民健康保険の県内の保険料の滞納額が、平成16年度末で過去最多の約93億円にのぼるといような新聞報道もされておりました。そうした中で、確かに議員ご指摘のとおり、国民健康保険までなぜということになるかと思うわけですが、やはり、国民健康保険税につきましては、ほかの税とすべて関連がございます。そうしたことで、ただやみくもに市としましては、国民健康保険税だけをねらい撃ちするのではございませんで、先ほどもご答弁させていただきましたが、やはり今現在でもそうなんです、再三にわたりまして、分納誓約の不履行者とか、そういう方々に再度何回も直接お会いをさせていただいて、ご理解を賜っているという状況でございますので、今後もやはり、今この場で線を引いて、どの部分で選考する事案として送る、送らないというお約束ができません。今後の課題とさせていただきたいと思っておりますけれども、やはり、納税、納付意思があるにもかかわらず納めることができないという方々については、これは当然、議員ご指摘のとおり、最大限尊重していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）それでは次に、三重県で約1年前から回収機構がスタートしてあるわけですが、どういう状況にあるか。この全国商工新聞に載った事例について、少し紹介をしたいと思っております。

事例1、このままなら管理回収機構に回すので、滞納税金の半分のお金を持ってきてく

ださいと鈴鹿市の運送業者の妻は、市納税課職員との電話のやり取りでそう迫られました。市納税課から財産差し押さえについての文書が届いたばかりでした。滞納税金は市県民税と固定資産税、国民健康保険税、本税は約169万円ですが、年利14.6%の延滞税が滞納税金を計約218万円に膨らませています。

妻は2年前から透析を週3回受けながら、親の介護をしています。夫の収入と障害者年金を合わせても、手元に入るお金は月37万円程度、家のローンや子どもの教育費などを除けば、生活費に余裕はありません。医療費がかさみ、税金の滞納を余儀なくされてきました。

6月21日、市納税課職員は妻に、まず滞納税金の半分を持ってきてください。残りは2年で払ってもらわないと分納の話も応じないと強気の姿勢を示しました。妻が、そんな分納計画はできませんと返すと、職員は、運送業者の生命保険の差し押さえもするし、解約もする。管理回収機構へも回しますよと言い切りました。滞納税金の3分の2は国民健康保険税と、管理回収機構と、これはちょっと和歌山と違うんですが、ここ三重県は対象としていないわけです。云々とあって、しかし、鉄工業に……失礼。飛びました。

次に、妻は生命保険の差し押さえを許さない。5万円ずつ払うようにしますと席を立ちました。1週間後、妻は学資保険を解約し、40万円を工面しました。職員は、約束は50万円だと言って、受け取りましたが、それだけでは終わりません。分納契約書を示し、空欄に毎月5万円の納税ができなかったら、差し押さえしても構わないと書いてくださいと、一筆を求められ、これは当然妻は断った、という記事です。

それから事例2として、6月17日、鉄工業者に、自宅の固定資産税に関する分割納付承

認取消通知書が、鈴鹿市納税課から届きました。約100万円の滞納税金を月4万円で分納中でした。鉄鋼業者は会社事務所の固定資産税も月10万円で分納していましたが、今年末で完納します。その10万円を自宅の固定資産税の支払いに充てる分納計画を、職員と交わっていました。取消通知は、その分納計画をほごにするものでした。

4日後、妻は市納税課に出向きました。職員の説明によると、財産調査で差し押さえできる財産が見つかった。そのことが取消理由でした。しかし、鉄鋼業者に預金はありません。財産とは何を指しているのか、妻は不安に思い、携帯電話で夫に連絡しました。私の知らない預金でもあるのと。何もない、と夫は答えました。妻が席に戻り、夫の生命保険ですかと尋ねました。職員はにやっと笑いました。生命保険は夫の命と家族の生活を守る保障なんですよと言う。しかし、職員は生命保険を差し押さえ解約もできる。管理回収機構へも送ることができるんだと、威圧的な態度をとりました。納税が遅れた原因は、取引先の過去3回の不渡り、入金予定の売掛金が入らず、資金繰りのめどが立ちませんでした。経営難を引きずっています。半分の税金を持ってこないと話に応じないと、妻はこう言われ、追い返された。

こういう記事が載っているんですけども、これ、橋本市もこういうふうな税の徴収を行っていくんでしょうか。これ、回収機構を立ち上げて、まだ1年たっていない自治体の実際に起こっている話なんです。この点で伺います。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）お答えさせていただきます。

まず、冒頭ご理解をお願い申し上げたいと申しますのは、この回収機構の設立という目

的でございますけれども、やはり税の公平性の確保、それから滞納額の縮減を図っていきたいというような大きな柱もございます。

確かに、今議員ご指摘の部分でございますけれども、ご答弁になるかどうかわかりませんが、機構へ送る事案につきましては、まず、市は市で、先ほどもお答えさせていただきましたルールを、基準をつくりまして、慎重に事案を選定させていただく形になります。基準をつくった上ででございますけれども、その後、回収機構へ送りましても、回収機構のほうでもやはり事案についての内容選定等を確認する運びになります。ですから、滞納者個々における生活状況と、それからあくまでも任意の納付に応じていただけるかどうか等々、そういった諸条件等鑑みまして、最終的にどうしても応じていただけない、または生活状況、金銭的、経済的にも余裕あるにもかかわらず納付の意思がないと、そういった悪質な部分については、最終差し押さえ等々の法的手段をとらせていただくという格好になっております。

ただ、議員ご指摘のとおり、やはり市のほうで事案として機構へ送る段階、なおかつ回収機構におきましても、法的措置に移るまでのそういった生活状況等々の確認をさせていただいた上での、最悪と申しますか、最終の手段が法的手段というふうにご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）つまるところというか、最終段階で、先ほどから答弁いただいたんですが、その回収機構に移管をする悪質滞納者の基準、これがやはりしっかりしたものをつくる必要があると思うんですよ。

当面5年間、回収機構が機能するといいますが、言われてますので、橋本市で約300件ほ



ど、この回収機構に回されるということになりますよね、単純計算ですが。ここで勉強してきて、要するに徴収課のほうで同じことをやるという話ではあるんですが、私はここにスタートとなる悪質滞納者の基準というのが、すごく大事だというふうに思うんです。

そこで、確認も含めて尋ねておきたいんですが、一つは上納交渉に誠実に対応しない者、これは悪質滞納者の基準ですよ。二つは大口滞納者、三つは長期滞納者、四つは権利が複雑な案件、これは固定資産税かと思えます。で、五つは資産があって滞納者と。これは間違いありませんか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）きょうの段階で、決定事項ではございませんけれども、大筋としてはそういう形で検討してまいります。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）この基準に当てはまる悪質滞納者が、これ、300件ほどあるんでしょうか。どの程度悪質滞納者、先ほど挙げた基準に該当する案件があるのでしょうか。お答えいただけますか。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）現時点で、300件ということで考えております。ただ、今後、その基準以下によりましたら三百数十件、400件という話にもなっているかと思えますけれども、その部分につきましては機構の設立、先ほど5年と質問いただいておりますが、今、概ね5年から10年という状況の中で、当然機構も設立しますと、運営費も必要になってまいります。負担金も必要になってまいります。

また、各市町村の徴収職員、税務職員の専門的知識の把握、習得と、そういったことも一つの判断材料になって、5年から10年、今のところ5年というふうに考えておりますので、ただ、今現時点ではこの大きな事案とし

ての選考、一つの基準、案でございますので、具体的には今、300件がありきというふうには考えておりません。多少増減はございます。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）話をもとに戻すように悪いんですが、この回収機構というのは性格は、悪質滞納者ということで、各自治体から移管があった場合は、もうこの時点で橋本市の納税課とはもう全く手が離れますよね。いわば、ばんばん法的手続きとか、いろんなあらゆる手段を講じて徴収するという、こういう機構ですよ。かなり強力なものであります。

で、何を言いたいかといえば、滞納者によってはいろんな福祉の施策であるとか、行政が持っている行政サービスであるとか、いろんなものが適用できたわけですが、この機構に回っちゃいますと、全く納税相談なりといった、そんな悠長なことやっていませんよね。ぱっぱっぱーんところ、税を回収してしまうということですよ。1円でもどこぞにないかとかやるわけですよ。ほんで、さっき言った生命保険なんかも典型なんですけどね。ちょっとそれだけは残しておこうと頑張っていて、掛金できなくて保険会社に頼み込んで相殺さしてもらって、掛金できない分。税金、それも残っている分、容赦もなしに差し押さえて持っていきますよね。それだけに、しっかりとした基準を設けて、本当に悪質滞納者という者だけを回していくということにしないと、本当に大変な事態に至るというふうに思うんです。

この点を、明確な悪質滞納者の基準というものを設けるということ、再度伺います。

議長（上田順康君）総務部長。

総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

今、検討中ということで前置きさせていた

だいて、ご答弁をさせていただきます。

あくまでも繰り返しになりますけれども、議員ご質問、ご指摘のとおり、整理困難事案ということでは、あくまでも差し押さえ処分を前提では考えておりますけれども、具体的には、やはり滞納額の累積の増事案、それから高額滞納事案、それから複雑な徴収手続きが必要な事案等々、大きくは考えてございます。そういうことで、当然、今後、市の中で基準をつくりまして、機構に送る段階での市の内部的な基準につきましては、慎重に慎重にルールづくりを行ってまいりたいと、そのように考えております。

ただ、やはり今この場で、この部分、あの部分というご答弁できないというのは、繰り返しで恐縮ですけれども、地方税回収機構の

設立の目的から言いましても、最悪の場合はやはり納税意識が、意欲があるにも納められないと、それと悪質滞納者と、そういった方々の区分は当然していく必要があるかとも考えております。ただ、目的からしまして、やはり住民へのこういった機構ができたよということでの住民へのアピール度も増幅させていきたいと。なおかつ、納税秩序の維持向上を図っていききたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくご理解、ご指導のほどお願い申し上げたいと思います。

以上です。

23番（富岡清彦君）終わります。

議長（上田順康君）これをもって、23番 富岡君の一般質問は終わりました。